



2022年度税制改正…資産家は「相続申告書もどき」毎年提出

「相続申告もどき」提出義務

12月末時点で総資産10億円以上であれば、所得ゼロでも、翌年6月末日までに「相続税申告書もどき」の財産債務調書を税務署に提出することになります。

調書についてのこれ迄の経緯

①2014年まで…「所得200万円超」なら確定申告時に「財産債務明細書」で全財産の明細を添付しました。調査なし記載漏れ虚偽でも罰則なしのザル。だから常識は「大雑把に書き、出すだけは出す。」税務署は出せと督促しますがすぐ諦めました。

②2015年から…「財産債務調書」と名称を変え、「『所得200万円超』かつ『総資産3億円以上または有価証券等だけで1億円以上』」ならば提出義務ありへ。期限は3月15日で相変わらず確定申告書添付明細みたいなもの。

資産家層に的を絞り詳細な財産明細提出を求めます。国が継続的に個人の財産捕捉をします。

「財産の所在、有価証券の銘柄等…の事項の記載を要する」…大雑把はダメだ、詳細に記せ。

「有価証券等については取得価額の記載も要す」…原価を捕捉し将来の売却益も見逃さないぞ。

実際の書式は相続税申告書とよく似ていて、まるで相続税申告書もどきの、OCR調書です。

所得200万円超なので、地主なら土地売却年だけのことが多く、将来の自分の相続税など考

えもせず記載例通り詳細に記入します。それが自分が死んだ後の相続税調査で税務署側資料として威力発揮するとも知らずに。

「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」による制度です。

③今回改正で、2023年から…

②の対象者が拡大され、毎年12月末時点で『資産10億円以上』ならば、所得がゼロであっても無条件で調書提出義務アリへ。提出期限は翌年6月末に変更。

単なる申告書添付明細でなく6月末期限の別個の提出書類の位置づけにしたいのでしょう。

国税はこのOCRデータをコンピューターに読ませ永久保存、いつか将来の所得税や相続税の税務調査の時に活用するはず。

提出者(本人か親か祖父母か)は何を記入したかすぐ忘れますが国税は絶対忘れません。提出したなら確実な継続管理が必要。

調書の記載する内容は

対象者は総資産10億円以上。借金控除前の総資産です。不動産・上場株・オーナー経営者自社株を含め10億円以上なら毎年6月に全財産の相続税申告書もどきの財産債務調書を税務署に提出しなくてははいけません。

土地は「用途(事業用かその他か)及び所在地別の地所数、面積及び価額」を記載しろ、価額は「時価」又は「見積価額」であり、土地建物については固定資産税評価額で構わない。

調書記載例にはストックオプション・暗号資産・保険の権利・信託の欄や説明文もあり、相続税申告書の先を行っています。

ただ今回改正で一部緩和あり。従来は家庭用動産100万円まで記載不要でしたが300万円に。不動産や株もザックリ億円単位でなくこの位の細かい単位で記載しろとの意思表示でしょうか。

2015年から始まった罰則規定

調書未提出や不備そのものについての罰則規定はありません。

それでも国税の質問検査権の対象となっていて、虚偽答弁や検査拒否等ならば懲役や罰金の規定があります。

しかしその後の所得税相続税の税務調査で生じた過少申告加算税や無申告加算税を、増額したり、減額したりします。

ここでは加算税を本税15%相当とします(実際は一定の幅)。

調書記載の財産債務による所得税相続税の申告漏れなら、加算税をマイナス5%し10%に負けてくれます。調書を正直提出しているからうっかり申告漏れと扱い加算税5%分軽くしよう…。

逆に調書提出がなかったり提出があってもそこに記載のない財産債務による所得税申告漏れならプラス5%されて加算税20%に増額。調書でも隠蔽したのだから悪質だ、だから加算税を5%分重くする…。なお(今回改正で)税務調査が来そうだと期限経過後ながらも慌てて調書提出をしたとしても、5%増は確定だ…。